

令和 7 年度

保育所入所のでびき



毛呂山町マスコット「もろ丸くん」

はじめにお読みください

●入所(入園)希望の方は必ず本てびきをお読みください。

申込みは本てびきの内容にご同意頂いているものと判断させていただきます。

●施設見学について

毛呂山町では、入所申込みの事前に施設の見学をお願いしております。

必ず、希望施設にご連絡をしていただき、詳細の確認をしてください。

●保育施設とは

保育所は保護者の労働や病気等のために、日中家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

毛呂山町子ども課 保育係

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央 2-1

TEL 049-295-2112 (内線 141・142)

もくじ

1. 保育施設と認定	1
●2号・3号認定(保育)該当施設	
●1号認定(幼稚園教育)該当施設	
2. 入所申込み(保育該当施設)	2
●新年度入所	
●途中入所	
●提出場所	
3. 入所に必要な事由	3
●入所要件(申込みが可能な世帯)	
●認定事由	
4. 入所申込み書類	4
●提出書類	
●入所調整	
5. 申込みから入所までの流れ	5
●転園希望の場合	
6. 入所後の提出書類	6
●提出場所及び書類配布場所	
●入所後の提出書類一覧	
7. 入所決定後の留意事項	7
●施設との入所前面談	
●慣らし保育	
●延長保育(時間外保育)	
●認定内容や世帯状況等に変更がある場合	
●入所後の住所変更	
●現況調査	
8. 育休中の継続利用	8
●育休中の継続利用が適用される方	
●在園児を継続利用させるための提出書類	
●継続利用可能期間	
9. 保育料及び給食費	10
●保育料及び給食費対象児童	
●保育料及び副食費の納付方法	
●保育料の口座振替の手続き及び引き落とし日	
●保育料及び副食費の額(算定方法)	
●保育料の多子軽減(同一世帯の多子軽減)	
●副食費の免除	
10. 保育料徴収金額表	12
11. 町内保育施設一覧	13

1. 保育施設と認定

施設の利用を希望する場合、認定及び入所申込みを行う必要がありますので、次の認定区分に応じて手続きをしてください。

●2号・3号認定(保育)該当施設(役場子ども課へ申込み)

類型	施設名	所在地 電話番号	入所可能 月齢	開所時間 (延長含む)	保育時間
保育所	旭台保育園	旭台 69-2 049-294-0857	満 10 ヶ月～	平日 7:00-19:00 土曜 7:00-13:00	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
					土曜 8:30-12:30
保育所	ゆずの里保育園	平山 1-47-2 049-294-6066	満 6 ヶ月～	平日 7:00-19:00 土曜 7:00-13:00	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
					土曜 8:30-12:30
保育所	あけぼの幼児園	長瀬 398-5 049-295-2340	満 3 ヶ月～	平日・土曜 7:00-19:00	短 8:30-16:30
					標 7:00-18:00
保育所	毛呂山みどり保育園	葛貫 799-12 049-294-1115	満 3 ヶ月～	平日・土曜 7:15-18:45	短 8:15-16:15
					標 7:15-18:15
保育所	ながせ保育園	前久保 497 049-294-2515	満 3 ヶ月～	平日・土曜 7:00-19:00	短 8:30-16:30
					標 7:00-18:00
幼保連携型 認定こども園	ときわぎこども園 (保育部門)	平山 2-11-1 049-294-4992	満 6 ヶ月～	平日・土曜 7:30-19:30	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
幼稚園型 認定こども園	毛呂山愛仕幼稚園 (保育部門)	岩井西 4-13-2 049-294-0977	3 歳～	平日・土曜 7:30-18:30	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
小規模保育 事業所	こひつじ愛児園	岩井東 2-25-8 049-295-1878	満 2 ヶ月～	平日・土曜 7:00-19:30	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30

※短：保育短時間 8時間

※標：保育標準時間 11時間

●1号認定(幼稚園教育)該当施設(施設へ申込み)

類型	施設名	所在地 電話番号	入所可能 月齢	開所時間 (延長含む)	保育時間
幼保連携型 認定こども園	ときわぎこども園 (幼稚園部門)	平山 2-11-1 049-294-4992	3 歳～	平日・土曜 7:30-19:30	教育 10:00-14:00
					朝預かり 7:30-10:00
					夕預かり 14:00-18:00
幼稚園型 認定こども園	毛呂山愛仕幼稚園 (幼稚園部門)	岩井西 4-13-2 049-294-0977	満 3 歳～	平日・土曜 7:30-18:30	教育 9:30-14:00
					朝預かり 7:30-9:30
					夕預かり 14:00-18:30

2. 入所申込み(保育該当施設)

各施設の受入に余裕がある場合に入所が可能です。

定員に空きがある場合でも、職員配置や保育状況により受入が困難な場合があります。

●新年度入所

令和7年度4月入所申込期間	令和6年10月15日(火)～令和6年11月15日(金)
---------------	-----------------------------

●途中入所 ※毛呂山町では原則11月入所までとなっております。

入所希望月(毎月1日入所)	配布・受付期間(前々月6日から前月5日)※土日祝の場合は前開庁日
5月入所	令和7年3月6日(木)～令和7年4月4日(金)
6月入所	令和7年4月7日(月)～令和7年5月2日(金)
7月入所	令和7年5月7日(水)～令和7年6月5日(木)
8月入所	令和7年6月6日(金)～令和7年7月4日(金)
9月入所	令和7年7月7日(月)～令和7年8月5日(火)
10月入所	令和7年8月6日(水)～令和7年9月5日(金)
11月入所	令和7年9月8日(月)～令和7年10月3日(金)

●提出場所

子ども課保育係にご提出ください。 ※1号認定(幼稚園教育)希望の場合、施設に直接提出してください。

※注意事項

◇入所を希望する児童に発達の違いや障害等疑い、アレルギー等がある場合には、必ず申込時までに子ども課保育係、希望する保育施設へご相談ください。

◇入所を希望する施設に事前見学をしていただきますようお願いします。

(入所後、転園等となるとお子様の負担となってしまうので、慎重な園選びをお願いします。)

毛呂山町外在住の方

毛呂山町外に住所があり、毛呂山町内の施設を希望する場合、住所がある市区町村で申込みしてください。

毛呂山町外の保育施設を希望する場合

①毛呂山町内に住所があり、毛呂山町外の施設を希望する場合、毛呂山町に申込みしてください。

②市区町村により申込期間や必要書類等が異なりますので、あらかじめ対象の市区町村にご確認の上、早めに毛呂山町へ申込みをお願いします(毎年度ごとに申込みが必要です)。

毛呂山町内に転入予定の方

毛呂山町外に住所があり、毛呂山町内に新居を建設中または賃貸契約予定等の場合、必要書類(契約書、転入誓約書等)を添付の上、住所がある市区町村に申込みしてください。

※4月入所を希望の場合、3月末までに転入する事を条件に、毛呂山町子ども課に申込みが可能です。

3. 入所に必要な事由

●入所要件（申込みが可能な世帯（以下の全てに該当する方））

- ①毛呂山町在住または保護者の勤務地が毛呂山町内にある方
- ②父母ともに（ひとり親の場合は父母いずれか）下記の認定事由に該当する方
- ③児童が日々保育が必要な状態となる方

●認定事由（父母それぞれに認定事由が必要です。）

認定事由	認定条件
就労	月64時間以上の労働を常態
	育休復帰の場合は、入所月の翌月 15 日までに復職し、月64時間以上の労働を常態
妊娠・出産	入所開始月が予定日から数えて産前8週～産後8週の属する月に認定
疾病・障害	保護者が疾病、負傷、知的障害、精神障害又は身体障害がある場合
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をする場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	入所後働く予定の方（起業準備を含む）
就学	保護者が就学をする場合（職業訓練校等による職業訓練を含む）
その他	虐待・DV 等

※注意事項（申込前に必ずご確認ください。）

就労の方

- ◇実績の確認を年に1回程度行っております（P7現況調査参照）。
- ◇実績の確認が取れなかった場合、原則、当月末で退所となります。
- ◇育休復帰の場合、入所月の翌月15日までに復帰し、復帰した月末までに復職証明書の提出が必要となります。（期限までに提出がない場合、原則、当月末で退所となります。）
- ◇雇用形態（正規雇用・パート等）による優先順位への影響はありません。

妊娠・出産の方

入所決定後、妊娠が判明した場合でも、産前8週産後8週が属する月が入所月と重なる場合、妊娠・出産での認定となります。この場合、産後期間終了後は必ず一度退所となりますので、入所継続希望の場合は、別の事由で改めて認定申込みが必要です。

求職活動の方

入所月の翌々月 15 日までに就労証明書の提出が必要となります。期間内に提出がない場合は原則、当月末で退所となります。

※注意事項

- ◇基本的な預かり時間については、認定事由により、必要な時間のみの預かりとなっております（土曜保育も同様）。シフト等により就労がない日など、保育が必要と認められない日の利用については、各施設と相談をお願いします。

4. 入所申込み書類

●提出書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- ②児童の状況
- ③兄弟姉妹関係調書／家庭の状況
- ④同意書
- ⑤保育が必要なことの証明書(父母それぞれが以下のいずれかを提出)

事由	必要書類	備考
就労	就労証明書	勤務先が作成したもの
妊娠・出産	理由書 母子健康手帳の写し	表紙及び出産予定日が確認できる部分の写し
疾病・障害	理由書 診断書、各種手帳、介護保険被保険者証等の写し	
介護・看護	理由書 診断書、各種手帳、介護保険被保険者証等の写し	
災害復旧	り災証明書	
求職活動	誓約書	入所月の翌々月 15 日までに就労証明書の提出が必要です
就学	理由書 在学証明書、学生証、カリキュラム等の写し	
その他 (虐待・DV等)	理由書 その他(役場子ども課にご確認ください)	

※注意事項

- ◇書類提出の際、窓口で本人確認及びマイナンバーが確認できるものの提示をお願いします。
- ◇書類不備がある場合、受付ができない場合があります。

●入所調整

- ◇保育が必要な状態が高い児童から入所決定となります。定員や職員配置、保育状況により入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇証明書の内容確認のため、勤務先等に連絡させていただく場合があります。

※よくある質問

- Q. 申込期限までに書類が揃わないのですが、入所申込みは受けてもらえますか？
- A. 保護者の方が記載する書類については、必ず期限内に揃えて提出してください。就労証明書等について、間に合わない場合は、入所調整において優先度を調整することや、申込みを取り下げいただく可能性がございます。間に合わない場合には、いつまでに提出ができるか詳細をご報告ください。

5. 申込みから入所までの流れ

入所申込み	入所日は、毎月1日付となります。 申込期限までに必要書類を揃えて役場子ども課保育係へご提出ください。 申込書類は申込期間内に子ども課保育係で配布をしています(P2 参照)。 ※一部書類は町 HP にも掲載をしています。
▼	
入所調整	提出された書類により、保育の必要性について審査、認定を行います。 認定を受けた児童の中で、保育の必要性の高い児童から順に入所調整を行います。 定員に空きがある場合でも、職員配置や保育状況により受入が困難な場合があります。
▼	
入所決定 または 入所保留	結果については、入所希望月の前月中旬頃に郵送で通知します。 入所決定の場合、入所決定施設へ連絡し、面談の日程調整をしてください。 入所保留の場合で、翌月以降に再度申込み希望の場合、申込期限内に改めてお申込みください。
▼	
入所前面談	入所決定後、施設にて入所前面談を実施します(入所決定施設へ連絡し、日程調整をてください)。 慣らし保育や持ち物等について説明があります。
▼	
入所	入所後、児童が施設に慣れるまでは「慣らし保育」として、通常保育よりも短い保育時間となります。 (慣らし保育の期間については児童の様子等により異なります。)

●転園希望の場合

◇転園希望の申込は可能ですが、新規申込の児童が優先となります。

◇転園先が決定した場合、それまで入所していた施設に戻ることは出来ません。

(転園により、その枠に他児童の入所決定を行うことがある為、いかなる理由があっても戻ることができません。)

◇転園が出来なかった場合、それまで入所していた施設に継続入所することが可能となります。

◇転園後は新しい施設において、再度慣らし保育を実施いたします。

6. 入所後の提出書類

●提出場所及び書類配布場所

役場子ども課保育係へご提出ください(提出期限は下表に記載)。

書類については、各施設および役場子ども課保育係で配布をしています。

●入所後の提出書類一覧

変更事項	変更前		変更後		必要書類	提出期限
時間変更	標準時間	→	短時間	=	①教育・保育給付認定申請書 兼入園申込書	変更する前月末 までに提出
	短時間	→	標準時間	=	①教育・保育給付認定申請書 兼入園申込書 ②就労証明書	
認定変更	〇〇〇	→	求職活動	=	③誓約書	
	〇〇〇	→	就労	=	②就労証明書	
	就労 or 求職	→	疾病、看護、介護、 産前産後、就学等	=	④理由書 ②その他添付書類※1	
	一般世帯	→	ひとり親世帯等	=	①教育・保育給付認定申請書 兼入園申込書	
	ひとり親世帯等	→	一般世帯	=	⑥記載事項変更届 ※婚姻の場合、新しい保護者 の②～⑤の該当する書類	
引っ越し	町内	→	町外	=	⑦退所届※2	
世帯内容 変更	世帯合併	⇔	世帯分離	=	⑥記載事項変更届	
妊娠・出産	妊娠が判明した場合			=	⑤出産予定報告及び誓約書 ⑧労働契約書(必要な方) ②就労証明書(必要な方)	出産前に提出
退所	退所する場合			=	⑦退所届	当月末までに提出

※1 その他添付書類：P4提出書類(必要書類欄)をご参照ください。

※2 毛呂山町の児童として認定を行っているため、退所となります。

※注意事項

◇変更事由がある場合、必ず提出してください。正当な理由なく提出がない場合には退所となる場合がございます。

◇保護者の死亡・離婚・再婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合や、修正申告等により所得割課税額が変更となった場合は速やかに子ども課保育係までご連絡ください。保育料・副食費(P10,11参照)の変更は届出の翌月以降となります。

7. 入所決定後の留意事項

●施設との入所前面談

入所決定後、必ず施設と面談が行われます。慣らし保育や持ち物等について説明がありますので、入所決定通知が役場から届きましたら、必ず施設に連絡をしてください。

(保育料、副食費(P10、11 参照)とは別に、施設により制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、施設へご確認ください。)

●慣らし保育

各施設では、児童の負担軽減及び適応等を目的として、入所後、通常保育より早い時刻のお迎えをお願いする慣らし保育を実施しています(慣らし保育の期間については児童の様子等により異なります)。

●延長保育(時間外保育)

勤務時間、通勤時間等により保育時間の延長が必要な方に限り、延長保育を実施しています。

延長保育を希望される場合は、各施設にご相談ください。

別途延長保育料が必要となりますので、各施設にお問い合わせください。

●認定内容や世帯状況等に変更がある場合

入所決定後、認定内容や世帯状況等に変更がある場合、役場子ども課へ届出をしてください(P6参照)。

※翌月1日から適応となります(退所届に関しては当月末に適応)。

●入所後の住所変更

入所決定後に町外へ転出した場合は、自動的に認定及び入所の資格が喪失します。

転出後も入所希望の場合、転出先市区町村で改めて申込みをしてください。

(毛呂山町内の児童が優先となりますので、転出後の入所継続が不可となる場合もございます。)

●現況調査

保育を必要とする状況の確認のため、年に1回程度、現況届及び就労証明書、診断書等をご提出いただきます(一斉調査以外にも書類をご提出いただく場合があります)。

現況調査は、入所要件を満たしているか、適切に判断するために行っています。

そのため、保育が必要な事由を満たしていない方は原則当月末で退所となります。

例 特別な理由なく、最低就労時間64時間以上の労働を常態としていない場合

育休継続利用(P8 参照)の届出なく、産前産後の期間(P3 参照)を経過した場合 など

※その他

必要書類の未提出や保育料及び副食費の未払いが続く場合、入所継続ができなくなる場合があります。

保育料及び副食費は、児童を保育するための必要な経費の一部となります。正当な理由なく保育料を滞納しますと、税法上の滞納処分を受ける場合があります。

8. 育休中の継続利用

●育休中の継続利用が適用される方

在園児は保育が必要な状態ではなくなります。

特例として、条件①、②をいずれも満たした方のみ在園児の継続利用が適用されます。

条件①	入所後1ヶ月半以上経過しており、就労状態の継続を行っていること。
	※就労状態の継続とは3ヶ月以上の就労実績(各月64時間以上)が確認できる方です。 ※入所期間に産前6週が属する月は就労実績があっても含みません(労働基準法第65条より、産前休業申請可能)。入所するために無理に働くのではなく母体を大事にしてください。 ※別途就労証明書や在籍証明を提出していただく可能性があります。 ※現在の就労先に速やかに復職出来るよう、特例とした制度です。そのため、3ヶ月以上の就労実績の確認が取れない方は対象外となり、途中就労先を変更された方は分かった時点で当月末退所となります。
条件②	下記 出産前に必要な書類を提出した方(役場子ども課保育係へ提出)
	※必ず、出産前にご提出ください。 ※入所継続の意思を確認するためのものです。そのため、特別な理由がない限り、出産後の提出は入所継続の対象外となります。

●在園児を継続利用させるための提出書類(役場子ども課保育係へ提出)

出産前に必要な書類(P6 参照)	・出産予定報告及び誓約書 ・労働契約書、就労証明書 ・母子手帳の表面及び出産予定日の記載されたページの写し
出産、復職後に必要な書類	期限内に復職し、復職した月末までに復職証明書を提出

●継続利用可能期間

育児休業制度の <u>ある</u> 労働者の場合	出産日より、1年以内 / ※入所不可だった場合1年6ヶ月以内
育児休業制度の <u>ない</u> 労働者の場合	出産日より、1年以内

※注意事項

- ◇育児休業取得は権利ですが、常時就労等の保育の認定事由とは異なります。保育が必要な方とは、入所要件を満たしている方のみです。そのため、育児休業中の継続入所を行うにあたって虚偽の報告の発覚、特例条件を満たさず必要性が無いと判断された場合には当月末で退所となります。
- ◇継続利用可能期間を超えて育児休業を取得する場合、在園児は退所となります。
- ◇復職は、出産前(休みに入る前)と同一事業者の職場に復職をすることが条件となります。出産前の職場を辞めて他職場で働き始める場合、辞めた月末で退所扱いとなります。
- ◇両親ともに育児休業を取得する場合は必ず事前に保育係にご相談ください。相談無く育児休業を取得された場合や、特別な理由が無い場合、家庭保育可能と判断し当月末退所とさせていただきます。

※よくある質問

Q. 現在就労を理由に4月入所の申込み中ですが、妊娠が判明し、出産予定日の産前8週が4月から5月にあたりそうです。4月入所はできますか？

A. まず、出産前に必要書類を子ども課保育係へご提出ください。

出産予定日を基準に、産前8週が何月に属するかを見ていきます。

◇**4月に産前8週が当たる方** 4月の認定事由が就労ではなく妊娠・出産となり、産後8週が属する月以降の継続入所は認められません。

◇**5月に産前8週が当たる方** 4月の認定事由は就労となり、5月から認定事由の変更が必要か判断します。

- ・ 5月15日までが産前6週にあたる方は、5月は妊娠・出産に変更となります。産後8週が属する月までが入所期間となり、それ以降の継続入所は認められません。

- ・ 5月16日以降が産前6週にあたる方は、就労実績の確認を行った上で判断となりますので、就労証明書及び必要書類を子ども課にご提出ください(提出がない場合には退所となります)。

Q. 現在1子は育休中の継続利用中ですが、新たに3子の妊娠が判明しました。在園中の1子は継続利用扱いになりますか？また、2子は保育所入所が可能ですか？

A. まず、出産前に必要書類を子ども課保育係へご提出ください。

1子が5歳クラス(年長)の場合、小学校への接続を考慮し、継続利用を認める可能性があります。

※1号認定可能な認定こども園に通園しているため2号認定から1号認定へ変更する等、認定変更可能な場合は認定変更を優先とします。

1子が4歳クラス以下の場合、2子の1歳の誕生日の前日が属する月の月末で退所となります。

2子を保育所に入れる場合には、復職が必須となりますので継続利用が適用される条件を確認の上、ご検討ください。1子2子ともに、産前産後の期間に保育が必要な場合は改めて必要とする月に入所の申込が必要となりますので、申込期間のご確認をお願い致します(P2参照)。

Q. 現在、毛呂山町外で入所中です。毛呂山町に転入予定があり、保育所の入所を検討しています。妊娠中ですが、育児休業中の継続入所は可能でしょうか？

A. 入所申込時の必要書類の他、出産前の必要書類と併せて「在園証明書(任意様式)」をご提出ください。

町外保育所であっても、在園の期間や就労実績の確認といった条件は同じとなります。

4月入所をご希望の方は、申込期間中(P2参照)に、入所申込時の必要書類の他、出産前に必要書類をご提出ください。また、3月末までの「在園証明書(任意様式)」と就労実績が必要となりますので、4月末までに在園証明書及び就労証明書をご提出ください。

※2月末で退所など、3月の在園が証明されない場合は継続とみなしませんので、ご注意ください。

※あくまでも、継続という考え方となりますので、お引っ越しを機に産休育休前と別の就労先へ変更となる場合も継続とは認められません。

9. 保育料及び給食費

●保育料及び給食費対象児童

保育料	該当年度4月1日時点で0～2歳の児童
給食費(主食および副食費)	該当年度4月1日時点で3～5歳の児童

※保育料の納付対象月

利用日数に関わらず、毎月1日時点で在籍している月に保育料がかかります。

●保育料及び副食費の納付方法

	利用施設	納付先	納付方法
保育料	町内の公立保育所	毛呂山町に納付	口座振替または納付書
	町内外の私立保育所		
	認定こども園(町内外)	施設に直接納付	施設により異なる
	地域型保育事業所(町内外)		
	町外の公立保育所	当該保育所がある市区町村に納付	市区町村により異なる
給食費	すべての施設共通	施設に直接納付	施設により異なる

※保育料については、公立・私立により差はありません。給食費については、各施設により異なります。

●保育料の口座振替の手続き及び引き落とし日

口座振替の手続きは、下記指定金融機関にて「預金口座振替依頼書」を提出して依頼をお願いします。

※預金口座振替依頼書は役場子ども課保育係にて配布をしています。

指定金融機関(支店については各金融機関にご相談ください。)

埼玉りそな銀行 越生毛呂山支店	埼玉縣信用金庫 毛呂山支店	東和銀行 長瀬支店
飯能信用金庫 毛呂山支店	いるま野農協 毛呂山支店	

引き落とし日

毎月27日(12月のみ25日)に指定口座より引き落としとなります(振替日が土日祝日の場合、翌営業日)。

※残高不足等により引き落としができなかった場合、後日送付する納付書にて速やかにお納めください。

※口座振替においては、領収書の発行を省略させていただいています。

●保育料及び副食費の額(算定方法) ※令和7年度分について記載しています。

保育料及び副食費免除の有無は、住民税の所得割課税額(父母合算)を基に決定します。

(決定時期は4月と9月の年2回)。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定対象	令和6年度市区町村民税額 (令和5年分所得)					令和7年度市区町村民税額 (令和6年分所得)						

※祖父母等と同居している場合は、祖父母等の住民税を合算する場合があります。

※同一世帯の多子の場合、年齢制限なく3人目以降の児童の保育料を無料、副食費を免除としています。

●保育料の多子軽減(同一世帯の多子軽減)

※年齢制限：第1子が未就学児かつ保育施設に入所してる場合に限る。

一般世帯		
町民税所得割 合算額 57,700 円 未満世帯	1子	全額
	2子	半額負担 (年齢制限なし)
	3子以降	0円

ひとり親世帯等		
町民税所得割 合算額 77,101 円 未満世帯	1子	半額負担
	2子	0円 (年齢制限なし)
	3子以降	0円

一般世帯		
町民税所得割 合算額 57,700 円 以上世帯	1子	全額
	2子	半額負担 (年齢制限あり)
	3子以降	0円

ひとり親世帯等		
町民税所得割 合算額 77,101 円 以上世帯	1子	全額負担
	2子	半額負担 (年齢制限あり)
	3子以降	0円

●副食費の免除

副食費は、次のいずれかに該当する場合、免除となります(決定時期は4月と9月の年2回)。

- ①同一世帯に兄弟姉妹が複数いる場合の第3子以降の児童。
- ②年収360万円未満相当の世帯(住民税の所得割課税額(父母合算)を基に決定します)。

※保育料・副食費共通の注意事項

- ①確定申告期間に申告されなかった場合、算定を行うことができません。その際には最高額の保育料及び副食費を請求させていただく場合があります(毛呂山町保育料徴収金額表参照)。
- ②算定については、税額控除(寄附金控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除等)を受ける前の税額を適用します。
- ③マイナンバーを活用した情報連携を行い、市区町村民税額を参照します。
- ④算定基準年の1月1日時点で毛呂山町に住民登録がない方については、別途証明書類の提出を依頼することがございます(期限までに提出が無い場合、最高額での算定となります)。
- ⑤多子世帯・ひとり親世帯等に対して一定要件の下、保育料及び副食費の負担が軽減されます。
- ⑥修正申告等により市区町村民税額が変更になった場合、子ども課保育係までお知らせください。
※保育料・副食費の変更は届出の翌月以降となります。
- ⑦「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯及び、同一世帯の中に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けた者や、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。
- ⑧「同一世帯」とは、生計を共にしている住民票上の世帯をいいます。ただし、就学や療養等で別居している場合でも、生活費・学資金・療養費等の送金が行われている場合には「生計を共にしている」とみなします。

10. 保育料徴収金額表

対象児童：該当年度4月1日時点で0～2歳の児童（保育施設在園児童）

一般世帯					ひとり親世帯等				
階層			標準	短時間	階層			標準	短時間
所得割課税額(世帯合計)	A	生活保護世帯等	0	0	所得割課税額(世帯合計)	A	生活保護世帯等	0	0
	B1	非課税世帯	0 (0)	0 (0)		B1	非課税世帯	0 (0)	0 (0)
	C1	所得割非課税 均等割額のみ	5,500 (2,750)	5,500 (2,750)		C1	所得割非課税 均等割額のみ	2,250 (0)	2,250 (0)
	C3	9,800 円未満	7,300 (3,650)	7,300 (3,650)		C3	9,800 円未満	3,150 (0)	3,150 (0)
	C5	9,800 円以上 19,600 円未満	9,100 (4,550)	9,100 (4,550)		C5	9,800 円以上 19,600 円未満	4,050 (0)	4,050 (0)
	C7	19,600 円以上 29,400 円未満	10,900 (5,450)	10,900 (5,450)		C7	19,600 円以上 29,400 円未満	4,950 (0)	4,950 (0)
	C9	29,400 円以上 39,200 円未満	12,700 (6,350)	12,200 (6,100)		C9	29,400 円以上 39,200 円未満	5,850 (0)	5,600 (0)
	C11	39,200 円以上 48,600 円未満	15,000 (7,500)	14,500 (7,250)		C11	39,200 円以上 48,600 円未満	7,000 (0)	6,750 (0)
	D1	48,600 円以上 57,700 円未満	19,800 (9,900)	18,800 (9,400)		D1	48,600 円以上 77,101 円未満	9,000 (0)	9,000 (0)
		57,700 円以上 78,800 円未満	19,800 (9,900)	18,800 (9,400)			77,101 円以上 78,800 円未満	19,800 (9,900)	18,800 (9,400)
	D2	78,800 円以上 97,000 円未満	25,200 (12,600)	24,200 (12,100)		D2	78,800 円以上 97,000 円未満	25,200 (12,600)	24,200 (12,100)
	D3	97,000 円以上 130,600 円未満	31,000 (15,500)	30,000 (15,000)		D3	97,000 円以上 130,600 円未満	31,000 (15,500)	30,000 (15,000)
	D4	130,600 円以上 149,800 円未満	38,000 (19,000)	36,500 (18,250)		D4	130,600 円以上 149,800 円未満	38,000 (19,000)	36,500 (18,250)
	D5	149,800 円以上 169,000 円未満	44,500 (22,250)	43,000 (21,500)		D5	149,800 円以上 169,000 円未満	44,500 (22,250)	43,000 (21,500)
	D6	169,000 円以上 235,000 円未満	48,800 (24,400)	46,800 (23,400)		D6	169,000 円以上 235,000 円未満	48,800 (24,400)	46,800 (23,400)
	D7	235,000 円以上 301,000 円未満	53,200 (26,600)	51,200 (25,600)		D7	235,000 円以上 301,000 円未満	53,200 (26,600)	51,200 (25,600)
	D8	301,000 円以上 397,000 円未満	56,000 (28,000)	54,000 (27,000)		D8	301,000 円以上 397,000 円未満	56,000 (28,000)	54,000 (27,000)
	D9	397,000 円以上	58,900 (29,450)	56,900 (28,450)		D9	397,000 円以上	58,900 (29,450)	56,900 (28,450)

※兄弟で保育施設を利用する場合、第1子は上記金額表の上段金額、第2子は下段の()内の金額が適用されます。

11. 町内保育施設一覧

保育所		所在地 電話番号	対象年齢	施設の開園時間 (延長保育を含む)	保育時間
施設名	公私 定員				
旭台保育園	公立 90名	旭台 69-2 TEL 049-294-0857	満 10 ヶ月～就学前	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:00	短 8:30-16:30 標 7:30-18:30 土曜 8:30-12:30
ゆずの里保育園	公立 75名	平山 1-47-2 TEL 049-294-6066	満 6 ヶ月～就学前	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:00	短 8:30-16:30 標 7:30-18:30 土曜 8:30-12:30
あけぼの幼児園	私立 90名	長瀬 398-5 TEL 049-295-2340	満 3 ヶ月～就学前	月～土曜日 7:00～19:00	短 8:30-16:30 標 7:00-18:00
毛呂山みどり保育園	私立 90名	葛貫 799-12 TEL 049-294-1115	満 3 ヶ月～就学前	月～土曜日 7:15～18:45	短 8:15-16:15 標 7:15-18:15
ながせ保育園	私立 30名	前久保 497 TEL 049-294-2515	満 3 ヶ月～2 歳	月～土曜日 7:00～19:00	短 8:30-16:30 標 7:00-18:00

認定こども園(保育所部分)		所在地 電話番号	対象年齢	施設の開園時間 (延長保育を含む)	保育時間
施設名	公私 定員				
ときわぎこども園	私立 66名	平山 2-11-1 TEL 049-294-4992	満 6 ヶ月～就学前	月～土曜日 7:30～19:30	短 8:30-16:30 標 7:30-18:30
毛呂山愛仕幼稚園	私立 20名	岩井西 4-13-2 TEL 049-294-0977	3 歳～就学前	月～土曜日 7:30～18:30	短 8:30-16:30 標 7:30-18:30

小規模保育事業所		所在地 電話番号	対象年齢	施設の開園時間 (延長保育を含む)	保育時間
施設名	公私 定員				
こひつじ愛児園	私立 15名	岩井東 2-25-8 TEL 049-295-1878	満 2 ヶ月～2 歳	月～土曜日 7:00～19:30	短 8:30-16:30 標 7:30-18:30

認定こども園(幼稚園部分)		所在地 電話番号	対象年齢	施設の開園時間 (延長保育を含む)	保育時間
施設名	公私 定員				
ときわぎこども園	私立 105名	平山 2-11-1 TEL 049-294-4992	3 歳～就学前	月～土曜日 7:30～19:30	教育 10:00-14:00 朝預かり 7:30-10:00 夕預かり 14:00-18:00
毛呂山愛仕幼稚園	私立 30名	岩井西 4-13-2 TEL 049-294-0977	満 3 歳～就学前	月～土曜日 7:30～18:30	教育 9:30-14:00 朝預かり 7:30-9:30 夕預かり 14:00-18:30

幼稚園		所在地 電話番号	対象年齢	施設の開園時間 (延長保育を含む)	預かり保育
施設名	公私 定員				
ながせ幼稚園	私立 180名	前久保 497 TEL 049-294-2243	満 3 歳～就学前	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:30～18:00	教育 8:30-14:00 朝預かり 7:00-8:30 夕預かり 14:00-19:00